

## 1. 「大垣市自転車等の放置の防止に関する条例」について

大垣市では、平成23年5月より大垣駅周辺において、3か所の市営自転車駐車を有人・有料制で管理運営していますが、それにあわせて、駅周辺の良好な環境を確保し、その機能の低下を防止するため、「大垣市自転車等の放置防止に関する条例」の施行（平成22年12月制定）により、路上等の放置自転車対策を行っています。

### 1. 自転車等の放置防止の目的について（条例第1条関係）

- ・公共の場所における歩行者等の安全通行の確保
- ・安全で住みよい生活環境の保持

### 2. 用語の定義について（条例第2条関係）

- ・公共の場所 駅前広場、道路、公園その他公共の用に供する場所（自転車等駐車を除く）
- ・自転車 道路交通法第2条第1項第11号に規定するもの

#### 道路交通法第2条第1項第11号の2【抜粋】

ペダル又はハンド・クランクを用い、かつ、人の力により運転する二輪以上の車であって、身体障害者用の車いす、歩行補助車等及び小児用の車以外のもの。

- ・原動機付自転車 道路交通法第2条第1項第10号に規定するもの

#### 道路交通法第2条第1項第10号【抜粋】

内閣府令で定める大きさ以下の総排気量（0.050リットル）又は定格出力（0.60キロワット）を有する原動機を用い、かつ、レール又は架線によらないで運転する車であって、自転車、身体障害者用の車いす及び歩行補助車等以外のもの。

- ・利用者等 自転車等の利用者又は所有者
- ・自転車等駐車場 一定の区画を限って設置される自転車等の駐車のための施設
- ・放置 自転車等が公共の場所に置かれ、かつ、当該自転車等の利用者が当該自転車等を離れて直ちに移動することができない状態

### 3. 自転車等放置禁止区域及び自転車等放置整理区域について

#### （1）指定、指定の変更及び解除について（条例第8～9条関係）

- ・**放置禁止区域** 自転車等の放置により市民等の良好な生活環境を損なうと認められる公共の場所を、放置禁止区域として指定することができる。
- ・**放置整理区域** 自転車等の放置により損なわれる市民等の良好な生活環境と、利用者等の利便性との調整が必要と認められる公共の場所を、放置整理区域として指定することができる。
- ・放置禁止区域及び放置整理区域を指定するほか、変更及び解除するときは、大垣市自転車等駐車対策協議会の意見を聴くものとし、その旨を告示しなければならない。

## (2) 自転車等の放置に対する措置について（条例第11～12条関係）

### ① 放置禁止区域

- ・ 放置禁止区域内で自転車等が放置されているとき又は放置しようとしているとき  
→利用者等に対し、警告書等により、自転車等を自転車等駐車場その他の適切な場所に移動するよう命ずることができる。
- ・ 利用者等が命令に従わないとき又は利用者等が確認できないとき  
→放置禁止区域内で放置された自転車等を直ちに移動し、保管することができる。
- ・ 自転車等が工作物等に鎖等で固定され容易に取り外せないと認めるとき  
→最小限度の範囲で鎖等を切断することができ、切断で生じた損害補償は行わない。

### ② 放置整理区域

- ・ 放置整理区域内で自転車等が放置されているとき  
警告書等により命じたうえで、引き続き2時間を超えて放置されている場合は、①に準じて自転車等を移動し、保管等を行うことができる。

## 4. 放置禁止区域及び放置整理区域以外の区域について（条例第13条関係）

- ・ 警告書等により命じたうえで、引き続き7日間以上放置されている場合は、①に準じて自転車等を移動し、保管等を行うことができる。

## 5. 移動した自転車等に対する措置について（条例第15～16条関係）

- ・ 自転車等を保管したときは、その旨を告示しなければならない。
- ・ 保管した自転車等のうち利用者等が確認できたもの  
→利用者等に対し速やかに引き取るよう通知しなければならない。
- ・ 利用者等が確認できなかった保管自転車等、一定期間（6月）を経過しても返還することができないとき  
→当該自転車等を売却し、その売却した代金を保管することができる。売却の対象となった保管自転車等が、売却することができないときは処分することができる。
- ・ 所有権の帰属  
→告示の日から起算して6月を経過後、保管自転車等を返還することができないとき当該自転車等の所有権は、市に帰属する。

## 6. 費用の徴収について（条例第17条関係）

- ・ 保管自転車等を返還するとき  
→当該自転車等の返還を受ける者から移動、保管、通知、売却その他の措置に要した費用を徴収することができる。（自転車 1,000円、原動機付自転車 2,000円）  
ただし、盗難その他やむを得ない事由があるときは、当該費用を免除できる。

## II. 「大垣市自転車等駐車場条例」について

大垣駅周辺の自転車駐車場（駅西、駅東、駅北の3か所）は、平成23年5月より、自転車等の利用者が毎日安心して施設を利用できるとともに、自転車盗難等の犯罪防止や、放置自転車の減少にも効果が上がる対策として「大垣市自転車等駐車場条例」を施行し、有人管理かつ有料制での管理運営を行っています。

### 1. 自転車等駐車場の設置目的について（条例第1条関係）

- ・駅前広場等の良好な環境確保及びその機能低下の防止
- ・自転車等利用者の利便性、安全性の向上

### 2. 自転車等駐車場の概要について（条例第3～4条関係）

#### 有料駐車場

- ・大垣駅西自転車駐車場
- ・大垣駅東自転車駐車場
- ・大垣駅北自転車駐車場

#### 無料駐車場

- |  |   |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・東大垣駅自転車駐車場</li> <li>・西大垣駅自転車駐車場</li> <li>・墨俣バス停留所自転車駐車場</li> <li>・北大垣駅自転車駐車場</li> <li>・室駅自転車駐車場</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・友江駅自転車駐車場</li> <li>・美濃青柳駅自転車駐車場</li> <li>・大外羽駅自転車駐車場</li> <li>・荒尾駅自転車駐車場</li> <li>・美濃赤坂駅自転車駐車場</li> </ul> |
|--|---|

### 3. 駐車料金体系について（条例第5条、第9条関係）

利用方法		利用単位	駐車料金	
			自転車	原付等
定期利用	一般	1か月	2,000円	3,600円
		3か月	5,700円	10,200円
		6か月	10,800円	19,400円
	学生	1か月	1,500円	(一般と同じ)
		3か月	4,200円	
		6か月	8,100円	
一時利用		1回	100円	200円

- ・あらかじめ月単位で期間を定める「定期利用」とそれ以外の「一時利用」に分ける
- ・一時利用の「1回」とは、規則で定める入出場時間（午前5時～翌日午前1時）を1日単位とする中で、入場して出場するまでのことをいう。

- ・ 駐車料金は前納制で、原則返還しない。（ただし別途返還の規定を設ける。）
- ・ 身体障害者手帳交付者及び戦傷病者手帳交付者は免除
- ・ 中学生までは無料

#### 4. 利用の許可について（条例第6～8条、第10条、第12条関係）

- ・ 有料駐車場の利用者は、あらかじめ許可を受けなければならない。
- ・ 許可を受けた利用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

（利用許可をしない場合）

- ・ 収容台数を超える利用申請があったとき。
- ・ 自転車等の形状が駐車場への駐車に適さないとき。
- ・ その他、利用させることが不適当なとき。

（利用許可の取り消し、中止を命じる場合）

- ・ 当条例又は、当条例に基づく規則等に違反したとき。
- ・ 有料駐車場の管理上、必要な指示に従わないとき。
- ・ 偽りその他不正な手段により利用の許可を受けたとき。
- ・ 利用を拒否する事由が生じたとき。

#### 5. 供用の休止等について（条例第11条関係）

- ・ 駐車場の補修その他管理上必要があるとき、駐車場の全部又は一部の供用を休止し、又は利用を制限することができる。
- ・ 供用を休止、再開の際には告示を行う。

#### 6. 損害の賠償及び免責事項について（条例第13条、第15条関係）

- ・ 利用者が、駐車場又はその備品を汚損、損傷、滅失した場合。
  - 利用者はその損害を賠償する。
- ・ 利用者が、駐車場内における盗難、き損、接触、衝突等により損害を被った場合並びに天災、火災等不可抗力により損害を被った場合。
  - 市はその責めを負わない。

#### 7. 駐車場内の自転車等の放置に対する措置について（条例第14条関係）

##### 移動、保管対象の自転車等

- ・ 有料駐車場内にあらかじめ申請した利用単位を超えて放置されたとき。
- ・ 無料駐車場内に規則で定める期間（7日間）を超えて放置されたとき。
  - 放置自転車等に対する措置については「大垣市自転車等の放置の防止に関する条例」の規定を準用する。